政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書

2016年は、女性参政権行使から70年の節目の年である。しかし、我が国の女性議員の割合(2016年)は、参議院では20.7%と世界平均の22.8%に近づきつつあるとはいえ、衆議院の9.5%は、下院あるいは一院制をとる列国議会同盟(IPU)193カ国中163位と低い順位になっている。

さらに、地方議会においても2015年の統一地方選挙後の女性議員の割合は12.1%で一割強に過ぎず、女性議員が一人もいない「女性ゼロ議会」は、全自治体の20.1%にも上る。

少子・高齢社会・防災の諸問題をはじめ、食糧や環境など暮らしにかかわる事柄が重要な政治課題となっており、また社会のあらゆる場での女性の活躍推進が求められている今日、政策を議論し、決定する政治の場に、今まで以上に女性が参画することが求められている。日本でも国会議員による超党派の議員連盟により法制化に向けての動きが具体化している。

よって、本市議会は国に対し、国、自治体のいずれの議会においても女性 議員の増加を促し、男女が共に政策決定に参加する「政治分野への男女共同参 画推進」のための法整備を実現するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣あて

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣(少子化対策・男女共同参画)

内閣府特命担当大臣(地方創生・規制改革)

衆議院議長

参議院議長